

# 畜舎建築特例法のご案内

令和4年4月1日に畜舎建築特例法（畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律）が施行され、建築基準法より緩和された基準で畜舎や堆肥舎の建築が可能となり、畜舎等の建築コストを削減できる可能性があります。

畜舎建築特例法に基づき畜舎等の建築等を行う場合は、事前に畜舎建築利用計画を作成し、県知事の認定を受ける必要があります。

## 対象範囲

畜舎

- ・家畜を飼養する施設（牛舎、豚舎、鶏舎など）
- ・搾乳施設、搾乳舎及びこれら施設に付帯する集乳施設
- ・飼養施設、搾乳施設等に付帯する門又は扉（消毒ゲート）
- ・家畜排せつ物を処理又は保管する施設（堆肥舎など）で、屋根及び柱もしくは壁を有するもの（ただし、製品保管庫、倉庫、発酵槽、縦型コンポストなどは対象外）
- ・これら施設には①軽微な執務・作業、②飼料・敷料・農業機械の保管、③これらに類する目的のために利用するスペースを含んでよい。
- ・建築士が設計し、平屋かつ屋根の高さ16m以下の施設であること

堆肥舎

### 計画

手続きの簡素化

・畜舎建築利用計画の知事認定により、建築確認が不要（建築基準法の対象外）

### 構造

技術基準の一部が緩和

・B構造畜舎の場合、技術基準の一部が建築基準法より緩和  
・基礎の根入れの深さに関する規定なし

### 面積

3,000㎡以下の場合

・床面積が3,000㎡以下の畜舎・堆肥舎は、技術基準に係る審査が不要

既存施設の増改築なども申請可能

## 畜舎建築利用計画の認定基準

**A構造**：建築基準法と同等の構造  
＋ 簡易な利用基準（宿泊しない等）

**B構造**：建築基準法より緩和された構造基準  
＋ 標準的な利用基準 ※  
（滞在時間等の制限、避難訓練の実施など）

### 標準的な利用基準（抜粋）

- ①滞在時間・滞在人数の制限  
1,000㎡まで のべ8時間・人（最大滞在4人）  
1,000㎡超～2,000㎡ のべ16時間・人（最大滞在8人）  
2,000㎡超～3,000㎡ のべ24時間・人（最大滞在12人）  
3,000㎡超 のべ32時間・人（最大滞在16人）
- ②避難訓練の実施と実施記録の保管  
・年1回以上、避難訓練を実施し実施記録を保管  
・災害時の避難方法を従業員等に説明

畜舎・堆肥舎の設計、建築にあたっては、

**建築士と十分に相談**しましょう。

【お問い合わせ先】 三重県 農林水産部 畜産課 059-224-2541

【申請窓口】

桑名農政事務所農政室 0594-24-7421  
四日市農林事務所農政室 059-352-0627  
津農林水産事務所農政室 059-223-5102  
松阪農林事務所農政室 0598-50-0564

伊勢農林水産事務所農政室 0596-27-5168  
伊賀農林事務所農政室 0595-24-8141  
尾鷲農林水産事務所農政・農村基盤室 0597-23-3498  
熊野農林事務所農政室 0597-89-6122

# 申請手順イメージ

3,000㎡以下の畜舎等(特例畜舎等)

申請者

## 畜舎建築利用計画の作成

### 【記載事項】

1. 申請者の氏名
2. 畜舎等の種類・所在地・規模・間取り
3. 設計者の氏名・建築士資格
4. 利用の方法
5. 畜産業の内容
6. 工事の着手予定日
7. 関係法令の遵守状況

①下記の添付書類と共に2部提出

県(窓口は各地域農林事務所)

## 審査

### 【認定基準】

1. 敷地が市街化区域、用途地域外
2. 高さが16m以下、平屋で居住のための居室を有さない
3. 建築士が設計
4. 利用の方法が利用基準(省令)に適合
5. 関係法令の遵守状況 等

②認定  
(又は不認定)

申請者

## ◆畜舎建築利用計画に添付する書類

- ・住民票の写し等(個人の場合)
  - ・定款及び登記事項証明書等(法人の場合)
  - ・省令第六十四号第一項第三号に指定された図書
  - ・代理申請を行う場合は委任状
  - ・省令第六十四号第一項第五号に指定された図書
  - ・高さ2mを超える崖に近接する場合は、畜舎建築特例法県施行細則第四条に基づく当該崖の断面図
  - ・申請に係る畜舎等が省令第四十八条第二項の規定に係る認定を要する場合は、建築基準法第四十三条第二項第二号の規定による接道許可
- ※特例畜舎等以外の畜舎等(3,000㎡超)においては、指定確認検査機関の技術基準等審査適合証

3,000㎡を超える畜舎等

申請者

## 畜舎建築利用計画の作成

### 【記載事項】

1. 申請者の氏名
2. 畜舎等の種類・所在地・規模・間取り
3. 設計者の氏名・建築士資格
4. 畜舎等の敷地・構造・建築設備
5. 利用の方法
6. 畜産業の内容
7. 工事の着手予定日
8. 関係法令の遵守状況

③左下記の添付書類と共に2部提出

指定確認検査機関

## 事前審査

畜舎等の敷地・構造・建築設備が技術基準(省令)に適合しているか審査

## 審査

### 【認定基準】

1. 敷地が市街化区域、用途地域外
2. 高さが16m以下、平屋で居住のための居室を有さない
3. 建築士が設計
4. 畜舎等の敷地・構造・建築設備が技術基準(省令)に適合
5. 利用の方法が利用基準(省令)に適合
6. 関係法令の遵守状況 等

⑥認定  
(又は不認定)

申請者

消防機関

## 消防同意

畜舎等の敷地・構造・建築設備が、技術基準(省令)その他法令の防火に関する規定に適合しているか審査

①事前審査依頼

②適合証交付

④申請

⑤同意